

茨木市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を包括的に支援するため、茨木市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援に関する調査・研究、研修及び広報・啓発に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3 協議会は、別表第1及び別表第2に掲げる機関等に属する者をもって組織する。

(会議)

第4 協議会に、代表者会議実務者会議及び部会を置く。

- 2 代表者会議は、別表第1に掲げる機関の長及び別表第2に掲げる機関等の代表者により構成し、協議会の運営方針、協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。
- 3 実務者会議は、別表第1及び別表第2に掲げる機関等の実務担当者により構成し、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 定期的な支援状況の進行管理及び情報交換
 - (2) 個々のこども・若者の課題の把握及び具体的な支援内容の決定
- 4 部会は、別表第1及び別表第2に掲げる機関等の代表者及び実務担当者により構成し、各課題に関係する分野の構成員が、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 支援方針の策定及び見直し
 - (2) 各機関の役割分担の決定及び認識の共有
- 5 協議会は、必要と認めたときは、別表第1及び別表第2に掲げる機関等に属する者以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(こども・若者支援調整機関)

- 第5 法第21条第1項に規定するこども・若者支援調整機関は、こども政策課とする。
(こども・若者支援サポート機関)
- 第6 茨木市子ども・若者自立支援センターを受託した団体を協議会のサポート機関とし、こども・若者支援に係る支援力の向上を図る。
(秘密保持義務)
- 第7 協議会の構成員及び協議会の運営に携わったものは、法第24条の規定により秘密保持義務を負う。
(その他)
- 第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1

分野	構成機関
----	------

教育	教育委員会社会教育振興課 教育委員会学校教育推進課 教育委員会教育センター
福祉	人権・男女共生課 地域福祉課 福祉総合相談課 生活福祉課 障害福祉課 長寿介護課 こども政策課 茨木市子ども・若者自立支援センター 子育て支援課 発達支援課 保育幼稚園総務課
保健	健康づくり課
雇用	商工労政課

別表第2

分野	構成機関等
教育	茨木市立中学校 茨木市立小学校 大阪府立春日丘高等学校（定時制） 大阪府立福井高等学校 大阪府立箕面東高等学校 大阪府立北摂つばさ高等学校 大阪府立茨木支援学校 学校法人早稲田大阪学園向陽台高等学校 ルネサンス大阪高等学校
福祉	茨木市社会福祉協議会 大阪府吹田子ども家庭センター 大阪法務局北大阪支局

保健	大阪府茨木保健所
更生保護	茨木更生保護サポートセンター
雇用	茨木公共職業安定所 三島地域若者サポートステーション
その他	大阪府茨木少年サポートセンター ひきこもり・家族支援ネット